

和歌山県屋外広告業者に対する是正指導及び監督処分基準について（概要版）

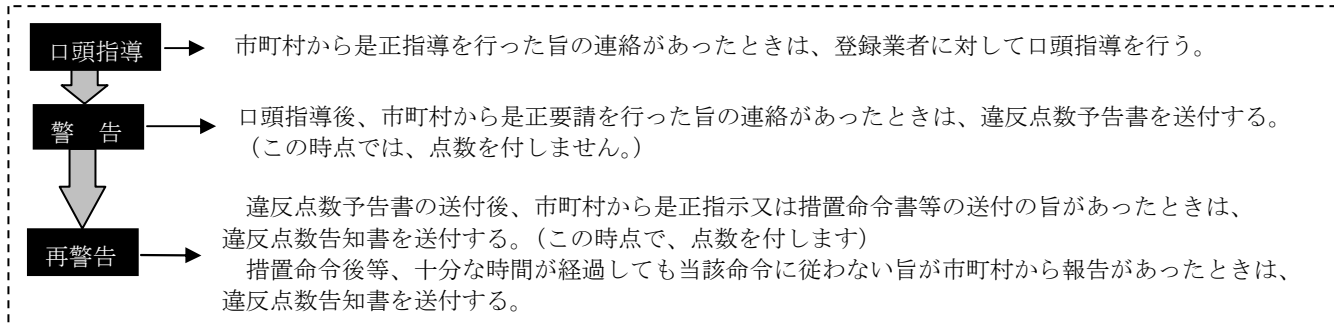
1. 目的

この要綱は、屋外広告業者に対する是正の指導及び和歌山県屋外広告物条例に基づく不利益処分をするために必要とされる基準及び手続き並びに無登録業者に対する措置を定めるものとします。

2. 是正措置

(1)登録業者 → **違法性を点数形式により評価し、違反行為を行った登録業者に点数を付し、一定の点数に達すると監督処分（営業の一部停止や登録の取消し）を行います。**

○屋外広告物等に係る違反行為に対する是正措置（右記の詳細フロー参照）



○違反行為及び違反点数一覧表（一例）

違反行為	点数	根拠条文	罰則の法定刑
営業の停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	10	第29条第5項	50万円以下の罰金
違反広告物等に関する除却命令等に違反する行為	5	第29条第2項	50万円以下の罰金
禁止地域又は禁止物件に違反広告物等を表示し、又は設置する行為	3	第29条第1項	50万円以下の罰金
許可地域等に違反広告物等を表示し、又は設置する行為	3	第30条第1項	30万円以下の罰金
屋外広告業に関し報告、検査を拒む等の行為	2	第31条第3項	20万円以下の罰金

○監督処分

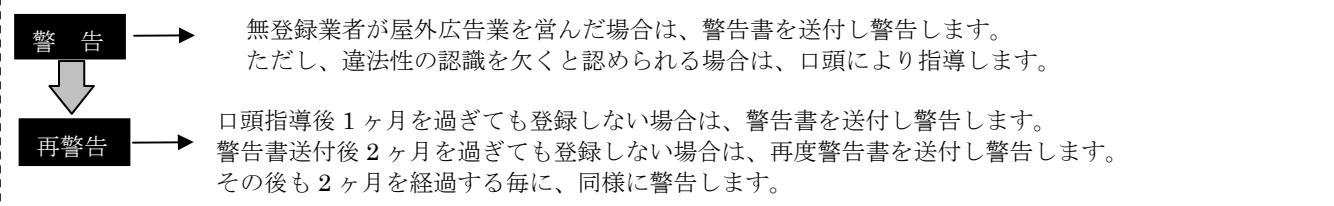
処分の種類	処分の対象者	処分の内容
営業の一部停止	過去5年間に処分歴がなく、過去5年間の累積違反点数が10点以上の者	30日以内営業停止
停止	過去5年間に処分歴があり、前回の処分以降の累積違反点数が10点以上の者	90日以内営業停止
登録の取消し	過去5年間に処分歴があり、過去5年間の累積違反点数が30点以上の者	登録の取消し

○刑事告発

登録の取消しが行われた者及び過去5年間に同一の事案に係る違反行為（違反広告物等に係るものを除く。）について、3回以上違反点数告知書の送付を受けた者は、原則として刑事告発を行います。

(2)無登録業者 → **警告書により屋外広告業の登録を行うよう警告し、3回以上警告書を送付後も登録を行わない場合は、刑事告発を行います。**

○無登録業者に対する是正措置（右記のフロー参照）



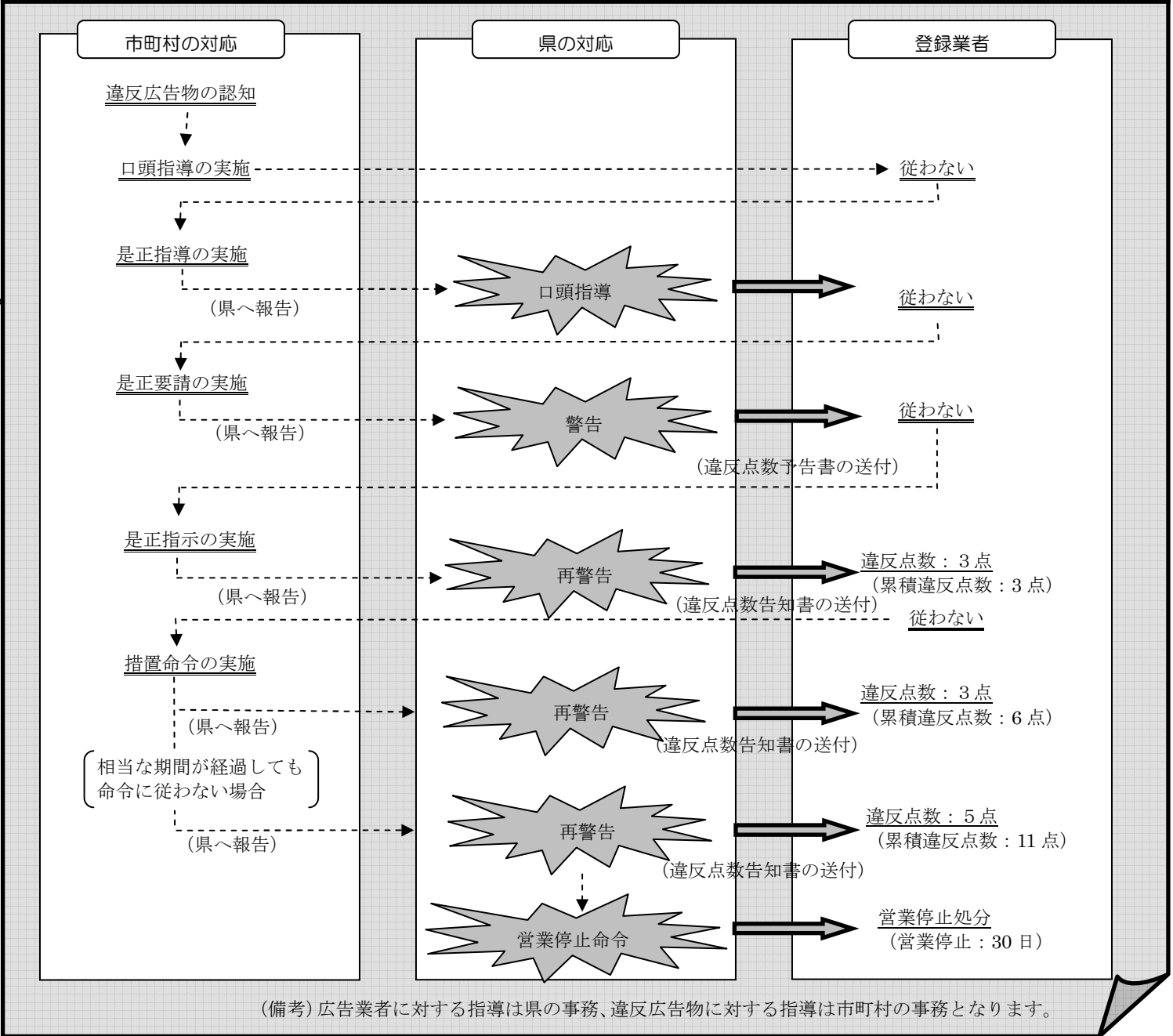
○刑事告発

警告書の送付を3回以上行った登録業者については、刑事告発を行います。

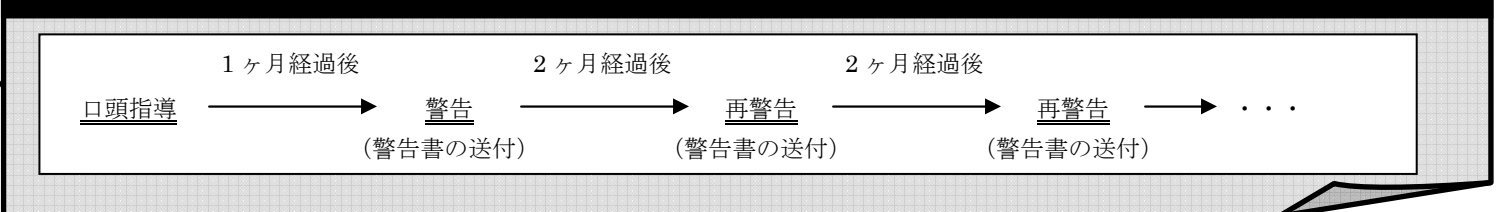
3. 施行日

平成24年4月1日

～屋外広告物等に係る違反行為に対する是正措置詳細フロー（基本的な流れ）～



～無登録業者に対する是正措置フロー～



【問い合わせ先】 和歌山県県土整備部都市政策課景観・公園班

TEL:073-441-3228 FAX:073-441-3232

HP: <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>